

所沢市住宅リフォーム資金補助事業について

住宅リフォームに対する補助申請を受け付けます。【募集開始日：平成30年5月16日（水）】

所沢市では、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が自己の居住する住宅を、市内の施工業者（市内の住所で見積書及び領収書が発行できる業者に限り）を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。

1. 申込できる人

- ★所沢市に居住し、住民登録をしていること。
- ★対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者であり、かつ居住していること。
- ★市税の滞納がないこと。（対象住宅が共有名義の場合には、共有者全員について滞納がないこと）
- ★対象住宅が過去にこの資金補助を受けていないこと

2. 補助対象工事

- ★工事費が20万円以上（消費税別）で市内施工業者が行う住宅改修工事※。
- ★市のほかの助成制度による補助対象工事以外の工事。
- ★補助申請後、交付決定を受けてから着工され、平成31年3月29日（金）までに完了する工事。
（工事がすでに着工されていたり、完了しているものは対象になりません。）
- ※住宅改修工事：建物の内外装の修理・修繕、建物の増改築及び間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など（造園・門扉・ブロック塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置等は対象外です。）

3. 補助率・補助限度額

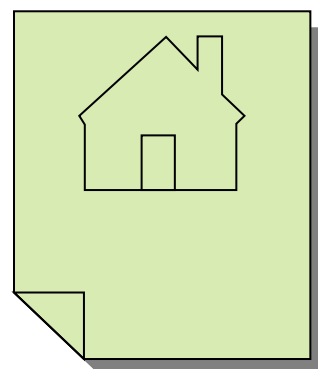
- ★税抜き工事費の5%に相当する額（千円未満は切捨て）で10万円を限度額とします。
- ※見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額を補助対象とします。

4. 申込み

5月16日（水）から以下の書類を持参のうえ、市役所別館 産業振興課へ
（※申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します。）

【補助金申請に必要な書類】

- ★所沢市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- ★住宅の固定資産税（土地・家屋）の課税明細書の写し
- ★住宅が共有名義の場合、共有者の「個人情報に関する同意書」
または市税の未納税額がないことの証明書
- ★改修工事の見積書の写し
- ★設計図（住宅の増改築または間取りの変更がある場合のみご提出ください）
- ★改修工事予定の現場写真
- ※申請書は、産業振興課または所沢市ホームページにて配布します。



所沢市三世代同居等リフォーム資金補助金について

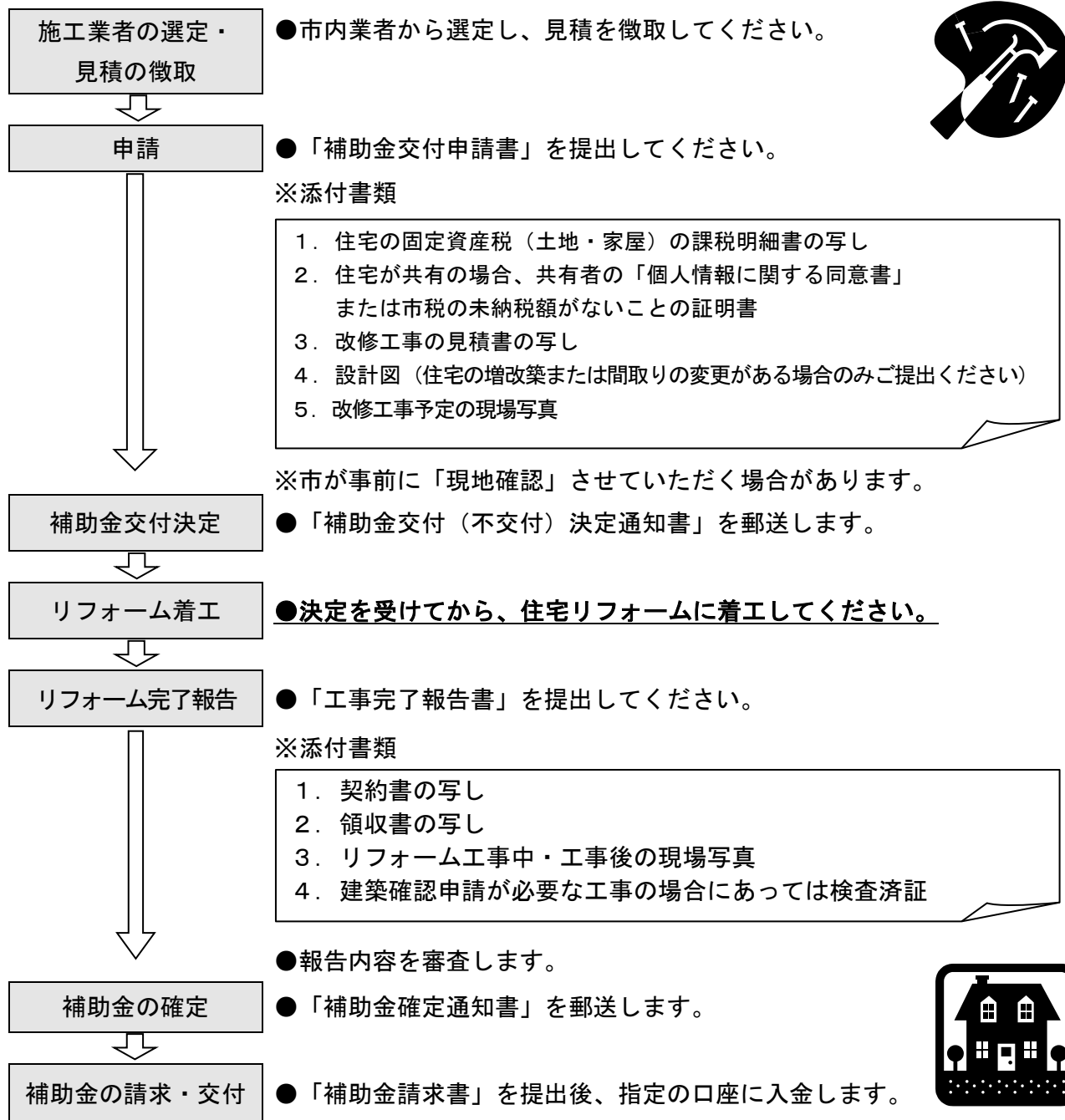


絆を紡ぐまちづくりを推進するため、三世代同居等のために住宅リフォームを行う方に補助金を交付します。三世代同居等をしている・予定している方はぜひご利用ください。

詳しくはお気軽に産業振興課までお問い合わせください。

●お問い合わせ先
所沢市役所別館 産業振興課
電話：04-2998-9157

《住宅リフォーム資金補助金申請の流れ》



注意事項(よくある質問)

Q 市内の施工業者とは？

市内に事業所を有する施工業者であり、市内の住所で見積書、契約書、領収書を発行することができる業者に限ります。

Q 住宅が共有名義の場合

共有者の市税の滞納の有無を確認するため、「個人情報に関する同意書」または市税の滞納がないことの証明書を共有者全員分用意してください。